

「2012年度 年金お支払いのご案内」 の記載内容について

2012年度 年金お支払いのご案内

2012年度の年金換算率は2.0%です。前年度と比べて変動はありません。
 ☆第1・2・定年加算年金については経過措置利率が適用されています。

◆ 本田太郎様の年金のご状況(2012年5月現在)

制度	支払い期間	2012年度	
		年金換算率	年金額
共通年金	2029年04月分まで	2.0%	XXX,XXX 円
第1年金	ご生存の限りお支払いします	4.0%	XXX,XXX 円
第2年金	2024年04月分まで	4.0%	XXX,XXX 円
定年加算	2024年04月分まで	4.0%	XXX,XXX 円
(ご参考) 2011年度年金額 XXX,XXX 円		合計年金額 (2ヶ月ごとのお支払額)	XXX,XXX 円 (XXX 円)

(お知らせ)

2013年より課税される復興特別所得税についての取扱いが未決定のため、2012年中のお支払いのみ掲載しています。2013年のお支払い予定は決定次第ご連絡いたします。

◆ 当年度のお支払い予定

【金融機関名】 銀行 【支店名】
 (口座番号は非表示としています)

支払日	支払対象期間	支払額	徴収税額	差引支払額
2012年 6月 1日	2012年 4月 ~ 2012年 5月	XXX 円	XXX 円	XXX 円
2012年 8月 1日	2012年 6月 ~ 2012年 7月	XXX 円	XXX 円	XXX 円
2012年10月 1日	2012年 8月 ~ 2012年 9月	XXX 円	XXX 円	XXX 円
2012年12月 3日	2012年10月 ~ 2012年11月	XXX 円	XXX 円	XXX 円

現在受給されている年金の制度を記載しています。

年金換算率、年金額は毎年見直しが行われます。
 第1年金、第2年金、定年加算年金の経過措置利率は、ご案内の裏面に記載しています。

各制度によって、お支払いの期間が決まっています。
 「支払い期間」には、その制度が終了となる年月を記載しています。

各制度の内容につきましては「ホンダ企業年金ハンドブック」を、遺族年金の受給者は年金証書に同封している「遺族年金に関する規定」をご覧ください。

大切なお知らせがある場合に記載しています。

～ 2013年以降の源泉徴収およびお支払予定について～

2013年より「復興特別所得税」が導入されることが決定しております。
 国税庁は「復興特別所得税」について“従来の源泉徴収すべき所得税の2.1%相当”としていますが、具体的な源泉徴収に関する取扱要領は2012年4月現在決定されておりません。

「2012年度年金お支払のご案内」は、通常は2012年6月から2013年4月にお支払する予定をお知らせするものですが、上記理由から、今回発送分につきましては、本年中の予定のみとさせていただきます。
 取扱いの詳細が決まり次第、2013年2月以降の支払い予定をご案内させていただきます。
 なお、遺族年金につきましては、2013年以降も変わらず所得税は課税対象外となる見込みです。